

議案第70号

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和38年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則  (略)  (新設)	附 則  <u>(施行期日)</u>  1 (略)  <u>(感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u>  2 職員が次に掲げる作業に従事したときは、 <u>感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条の規定は適用しない。</u>  (1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)</u> から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る

(新設)

作業であって次に掲げるもの

ア 新型コロナウイルス感染症の病菌に汚染されている区域  
(以下「対象区域」という。)又はこれに準ずる区域における  
新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接  
して行う作業

イ 対象区域における新型コロナウイルス感染症の病菌の付着  
した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

ウ ア又はイに掲げる作業に相当すると市長が認める作業

(2) 新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護  
するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除  
く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑  
いのある者に接して行う作業又はこれに準ずるもの

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲  
げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の  
患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの  
者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずる  
と認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患  
者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間に  
わたり従事した場合にあっては、1,500 円)

(3) 同一の日において、前項各号の作業に従事した場合には、同  
項第2号の作業に係る手当は支給しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の勝山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。